

# 杉並区スポーツ少年団規約

## (総則)

第1条 杉並区体育協会（以下「体育協会」という）規約第4章第20条に基づき、杉並区スポーツ少年団（以下「本団」という）に関する事項を定める。

## (事務局)

第2条 本団の事務局は、体育協会事務局内におく。

## (目的)

第3条 本団は、スポーツ、その他の文化活動を通じての単位スポーツ少年団（以下「分団」という）の育成指導を図り区内少年の健全な心身の発達に資することを目的とする。

## (事業)

第4条 本団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① スポーツ少年団の登録・申請
- ② スポーツ少年団育成の援助と指導
- ③ スポーツテストの実施
- ④ スポーツ少年団指導者の育成と研修
- ⑤ 他の関係団体との連絡
- ⑥ その他スポーツ少年団の育成に必要なこと

## (登録)

第5条 本団の加入は登録をもって行い、同時に東京都スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団に登録される。

2 登録は、当該年度に新しく結成した分団の団員とその指導者の新規登録及び引続き登録する分団の団員とその指導者の更新登録とする。

3 本団への登録は、日本スポーツ少年団所定の用紙により手続きするとともに、次に掲げる諸事項を備えることを必要とする。

- ① スポーツ少年団活動の理解と実践
- ② 団規約等制定
- ③ 適切な指導者数
- ④ 年間指導計画の整備
- ⑤ 母集団の確立
- ⑥ 本団への協力体制等

(登録料)

第6条 団員登録は、年額1人あたり600円(東京都スポーツ少年団登録料200円、日本スポーツ少年団登録料300円を含む)の登録料とする。

2 分団登録は、年額500円の登録料とする。

3 指導者登録は、年額1人あたり1,400円(東京都スポーツ少年団登録料500円、日本スポーツ少年団登録料700円を含む)の登録料とする。

(組織)

第7条 本団は、杉並区内の登録分団により組織する。

(役員)

第8条 本団に次の役員をおく。

- ① 本部長 1 名
- ② 副本部長 3 名以内
- ③ 常任委員 20 名以内
- ④ 委員 登録団数程度
- ⑤ 会計 2 名
- ⑥ 会計監査 2 名

2 顧問等の名誉役員を委員会の決議を経ておくことができる。

(役員を選出)

第9条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- ① 本部長、副本部長、会計監査は委員会で選出し、体育協会理事会の承認を受ける。
- ② 委員は、次に掲げる関係団体等から選出する。

ア 体育協会	若 干 名
イ 分団責任指導者	各分団1名
ウ 分団父母代表	若 干 名
エ 杉並区スポーツ少年団指導者協議会	2 名
オ 委員会で推薦した者	若 干 名

- ③ 常任委員は、委員会において委員の中から選出し、本部長が委嘱する。  
また、本部長は委員会に諮って学識経験者等から、常任委員を委嘱することができる。
- ④ 会計は、委員会において選出し、本部長が委嘱する。

(任務)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- ① 本部長は本団を代表し、会務を統括する。

- ② 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故ある時はその職務を代理する。
- ③ 会計は本団の会計を司る。
- ④ 会計監査は本団の経理を監査する。
- ⑤ 名誉役員は本部長の諮問に応じる。

(任期)

第 11 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなお、その職務を行う。

(機関)

第 12 条 本団の事業を運営するため、委員会、常任委員会を置く。

- ① 委員会は本部長、副本部長、常任委員、委員、会計及び会計監査により構成し、事業計画、予算、事業報告、決算及びその他重要事項を審議するため、本部長が招集しその議長となる。
- ② 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、本団事業を執行するため随時本部長が招集し、その議長となる。

(会計)

第 13 条 本団の経費は次により支弁する。

- ① 登録料
- ② 体育協会からの育成費
- ③ 東京都スポーツ少年団からの補助金
- ④ 寄付金、その他の収入

(会計年度)

第 14 条 本団の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日で終わる。

(承認)

- 第 15 条 本団の決算はその会計年度終了後、会計監査の審査を経て委員会に報告し、その承認を得なければならない。
- 2 本団の予算及び決算は、体育協会理事会に報告しなければならない。

(指導者協議会)

第 16 条 指導者相互の研修と親睦を図り、スポーツ少年団の育成と発展に寄与するため、指導者

による「杉並区スポーツ少年団指導者協議会」を設置する。

(規約の改正)

第17条 本規約の改正は、委員会の議を経て体育協会理事会の承認を得ることを要する。

(委任)

第18条 本規約に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 杉並区スポーツ少年団本部規約（昭和47年2月26日、最終改正：昭和51年5月11日）はこの規約施行と同時に廃止する。

附 則（平成12年6月3日）

- 1 この規約は、平成12年6月3日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

# 杉並区スポーツ少年団への登録に関する内規

平成 12 年 6 月 3 日

(目的)

第 1 条 この内規は、杉並区スポーツ少年団（以下「少年団」という）規約第 5 条に定める登録について必要事項を定めることを目的とする。

(加盟申込団体の資格)

第 2 条 少年団に加盟しようとする団体は、次の資格を備えるものとする。

- ① 少年団規約第 5 条第 3 項に定める諸事項を備えていること。
- ② 団の活動拠点が、杉並区内であること。
- ③ 団体として、原則的に 1 年以上定期的に活動していること。
- ③ 団として十分な組織運営がなされていること。
- ④ 団へ加入しようとする区民に対して、原則として公開していること。また、機会均等であること。
- ⑤ 団の指導者及び団員は、原則として杉並区内の在住、在勤、在学者であること。
- ⑥ 団の構成員が、原則として 10 名以上であり、かつ適切な指導者を備えていること。
- ⑦ 宗教活動、政治活動、営利活動を目的としない団体であること。

(登録申請手続き)

第 3 条 少年団へ登録しようとする団は、少年団本部長に申出ること。

- 2 少年団本部長は、前項の申出があったときは、委員会に諮らなければならない。また登録しようとする団の代表責任者は、別表 1 を記入し委員会に提出及び出席しなければならない。
- 3 委員会が前条に定める資格を有する団と認めた場合は、第 5 条第 3 項を以って登録することができる。

## 杉並区スポーツ少年団登録申込書

年 月 日

杉並区スポーツ少年団本部長 様

団 名

代表者氏名 印

電 話 番 号 ( )

今般、下記により杉並区スポーツ少年団に登録したいので関係書類を添付して申し込みます。

### 記

1. 団名称		
2. 団所在地	住 所	〒 —
	電 話 番 号	( )
3. 団指導者の住所・氏名	別紙「指導者名簿」のとおり	
4. 団員の住所・氏名	別紙「団員名簿」のとおり	
5. 添付書類	(1) 団規約	
	(2) 当該年度の事業計画及び収支予算書	
	(3) その他必要と思われる資料	